

# 遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の 新規申請

〈申請受付は前期、後期の2回となります〉

## 新規申請書類の作成

〈注意〉

- ① 遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要となります。
- ② 研究者は、研究開始前に「教育訓練の受講」が必要となります。
- ③ 研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必要となります。  
※ウイルスベクターを取り扱う研究の場合のみ、別途「特別健康診断（DNA作業健康診断）」の受診が必要となります。

年2回  
受付※

※委員会より申請依頼の通知があります。

## 新規申請書類の提出

※実験センター事務室にメールで提出（jikken@stf.josai.ac.jp）

事務局による事前確認（記載内容により、修正の指示があります）

事前審査担当委員による予備審査

※修正の指示がある場合は、事前審査担当委員へ書類再提出

## 委員会開催による審査

（前期・後期の年2回受付、審査）

承認

不承認

※修正の指示がある場合は、  
修正の上、書類再提出

研究計画の見直しが必要

委員会による確認

## 学長による実施許可

「第二種使用等拡散防止措置確認申請の承認について（通知）」の発行

研究開始